

## 奥州市中小企業・小規模事業者設備導入支援事業実施要領

(令和8年4月1日市長決裁)

### 1 趣旨

物価高騰や人手不足が続く中、賃金水準の上昇など中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。このような状況を踏まえ、中小企業等に対する生産性向上に資する設備投資などの支援を行うことにより、中小企業等の経営基盤の強化を図るために実施する奥州市中小企業・小規模事業者設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の実施主体

奥州商工会議所及び前沢商工会（奥州市との補助契約による。）

### 3 中小企業者及び小規模事業者の要件

この要領において「中小企業者」及び「小規模事業者」とは、次に定めるとおりとする。

#### (1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者をいう。ただし、農業、林業及び漁業に該当する事業を主たる事業として営んでいる者を除く。

#### (2) 小規模事業者

中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者をいう。ただし、農業、林業及び漁業に該当する事業を主たる事業として営んでいる者を除く。

### 4 中小企業者及び小規模事業者から除外する事業者の要件

3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は、中小企業者及び小規模事業者としない。

(1) 資本の額及び出資の総額、並びに従業員数が3に定める要件を満たさない事業者（以下「大企業」という。）が発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している事業者

(2) 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

### 5 補助対象者の要件

補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する

中小企業者又は小規模事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 別表に定める分類に該当する事業を営んでおり、かつ、補助金の交付年度の翌年度以後も当該事業を継続する意思を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 従業員へ賃上げ方針を表明すること。（ただし、中小企業設備導入支援補助金申請者に限る。）
- (5) 所得税法（昭和40年法律第33号）又は法人税法（昭和40年法律第34号）に基づく申告を行っていること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (7) 代表者及び役員が奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に規定する暴力団員でない者であり、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続を行っている者ではないこと。
- (9) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (10) 関係法令を遵守していること。

## 6 事業期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで  
（事業周知期間を含む）

## 7 申請受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年11月30日（月）まで

## 8 補助対象経費

### (1) 対象経費

補助金の対象とすることができる経費は、次のア又はイのいずれかの経費であって、令和8年4月1日から11月30日までの間に支払が完了したものとする。この場合において、当該経費における補助金相当額を超える額を前払したものについては、12月31日までに納品又は改装が完了したものに限り、補助対象とすることができる。

ア 市内の施設における事業の用に供する省エネ設備若しくは生産性向上に資する機械・装置・備品（以下「設備等」という。）の新規取得に係る経費

#### イ 店舗等の改装に係る経費

※中古品の取得に係る経費は、補助対象外とする。

※国、県及び他自治体の補助金の対象となっている経費は、補助対象外とする。

※1事業者につき1回限りの申請とし、複数の設備等の導入及び複数箇所での改装工事等は、補助対象外とする。

#### (2) 経費区分

ア 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第3号で定める機械・装置及び同項第7号で定める工具、機器及び備品（導入にかかる関連費用を含む。）

イ 店舗等改装工事（接客、販売、営業等を行う箇所の改修に限る。）

ウ LED照明の導入（店舗、工場、事務所等の箇所への導入に限る。）

#### 9 補助金の額

##### (1) 中小企業者設備導入支援

○対象者 市内の中小企業者

○補助対象経費の1/2以内 上限 200万円、下限 50万円

##### (2) 小規模事業者設備導入支援

○対象者 市内の小規模事業者

○補助対象経費の3/4以内 上限 50万円、下限 7万5千円

※(1)は、単品価格税抜100万円以上を対象とする。

※(2)は、単品価格税抜10万円以上を対象とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※(1)・(2)とも予算の上限に達し次第、終了するものとする。

※補助金の支給は、同一の事業者につき1回限りとする。

#### 10 補助申請、決定等

(1) 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の様式に関係書類を添えて、7の申請受付期間内に提出しなければならない。ただし、対象経費を前払する申請者は、設備等の納品又は改装工事の完了後、速やかに事業実績書その他の関係書類を実施主体に提出しなければならない。

(2) 実施主体は、申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、所定の様式により補助金の交付決定を申請者に通知す

るものとする。

#### 11 注意事項

- (1) 実施主体は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。
- (2) 実施主体は、補助金交付後において、補助金交付決定を取り消したときは、補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 実施主体は、補助金交付前に不交付と決定すべき事由が発生した場合、交付決定を取り消すものとする。
- (4) 実施主体は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、補助金の交付決定及び交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。
- (5) 実施主体は、納品等の完了確認ができない場合、補助金の返還を命ずることができる。

## 別表

大分類	中分類（又は小分類）
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D（建設業）	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E（製造業）	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 38 放送業

	<p>39 情報サービス業</p> <p>40 インターネット附随サービス業</p> <p>41 映像・音声・文字情報制作業</p>
H（運輸業、郵便業）	<p>42 鉄道業</p> <p>43 道路旅客運送業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>45 水運業</p> <p>46 航空運輸業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業</p> <p>49 郵便業（信書便事業を含む）</p>
I（卸売業、小売業）	<p>50 各種商品卸売業</p> <p>51 繊維・衣服等卸売業</p> <p>52 飲食料品卸売業</p> <p>53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>54 機械器具卸売業</p> <p>55 その他の卸売業</p> <p>56 各種商品小売業</p> <p>57 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>58 飲食料品小売業</p> <p>59 機械器具小売業</p> <p>60 その他の小売業</p> <p>61 無店舗小売業</p>
J（金融業、保険業）	<p>62 銀行業</p> <p>63 協同組織金融業</p> <p>64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関</p> <p>65 金融商品取引業、商品先物取引業</p> <p>66 補助的金融業等</p> <p>67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）</p>
K（不動産業、物品賃貸業）	<p>68 不動産取引業</p> <p>69 不動産賃貸業・管理業</p> <p>70 物品賃貸業</p>
L（学術研究、専門・技術サービス業）	<p>71 学術・開発研究機関</p> <p>72 専門サービス業（他に分類されないもの）</p> <p>73 広告業</p>

	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 95 その他のサービス業

備考 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく分類であること。